

道普請事業が始まります

4月から「道普請事業」原材料支給制度が始まります。この事業は、地域での生活道路整備の要望に対して、道路構造基準にとらわれずに、町と地域住民が協働で整備しようとするものです。

道路整備にあたっては、必要な労働力を地域に提供していただき、必要な資材は町が提供します。

建設課土木係
【☎028(677)1113】

【対象となる生活道路】
①延長50m以上、幅員3m以上
②沿線に5世帯以上が居住または、5人以上が土地を所有しているもの
③町長が公益上必要と認められたもの

【支給対象となる材料】
生コンクリート、砕石、木板（型枠用・土留め用）、木杭、鉄筋、目地材、ラス網
※整備に必要な重機などは、町が借り上げ、提供します。

事業の流れ

- ①申請打ち合わせ(★)
 - ②支給申請(★)
 - ③内容確認・現地調査
 - ④支給決定通知
 - ⑤町との作業打ち合わせ(★)
 - ⑥原材料支給
 - ⑦工事(★)
 - ⑧工事完了届(★)
 - ⑨現地確認、終了
- (★)の事項は、申請者が行います。



芳賀町空き地等の環境保全に関する条例 パブリック・コメントの結果

町では、雑草の繁茂や放置により、生活環境が著しく損なわれている空き地等の管理の適正化を目的とした「芳賀町空き地等の環境保全に関する条例」を制定し、4月1日から施行します。12月号で条例案についての意見を募集したところ、町民の皆さんから意見が寄せられました。これらを参考に条例案を再考し「芳賀町空き地等の環境保全に関する条例」を制定しました。皆さんから寄せられた意見と、それに対する町の考え方を取りまとめましたので報告します。

環境対策課環境対策係 【☎028(677)6041】

意見① 「空き地等」の定義について、山林も含まれてしまうと思うが「宅地及び宅地に類する土地で現に人が使用していない土地」としてはどうか。

意見①に対する町の考え方
町全体の土地を対象に、管理不良状態を指導改善できるようにします。

意見② 「管理不良状態」の定義について「繁茂した雑草」や「強風等で人や家屋等に危害を及ぼす恐れのある樹木」についても加えてはどうか。

意見②に対する町の考え方
「繁茂した雑草」については第1条(目的)に明記されています。また「樹木」については、第2条(3)ウを「樹木や建物」が放置されて倒壊等の危険があり、周囲に迷惑を及ぼす恐れがある状態」に変更します。

意見③ 土地所有者の責務について、所有者が管理できない場合は、所有者に代わって管理できる者を置かなければならないようにしてはどうか。

意見③に対する町の考え方
「土地所有者等」については第2条で「空き地等の所有者、占有者又は管理者をいう」と定義しています。

意見④ 代執行は、管理不良状態の放置が「著しく公益に反すると認められるとき」に行うとあるが、現実的に当てるはまることなく、代執行が行われず、条例の実効性が損なわれるのではないかと。措置命令の不履行に対しては過料及び罰金も合わせて科すようにした方が実効性が高まるのではないかと。

意見④に対する町の考え方
この条例は、空き地等の適正な管理について指導し、改善させるための条例のため、罰則は設けません。近隣住民にも被害を及ぼす恐れのある場合は代執行を行います。

意見⑤ 立入調査について、住民からの情報や要望が反映されることを明確にしてほしい。

意見⑤に対する町の考え方
住民からの情報や要望があった場合には、従来どおり必要に応じて現地の確認、調査を実施します。

ごみの出し方が一部変更 乾電池や化粧品のビンも リサイクルします

環境対策課環境対策係
【☎028(677)6041】

これまで「不燃ごみ」として出していた乾電池と化粧品のビンの出し方が変わります。ともにリサイクルが可能になったための変更です。今月からの出し方は次のとおりです。

限りある資源を有効に再利用するため、ご協力をお願いします。

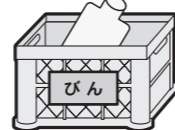
乾電池

- 収集日/不燃ごみの日
- 出し方/透明な袋に入れて、不燃ごみの上に乗せて「不燃物コンテナ」で出してください。



化粧品のビン

- 収集日/ビン類の日
- 出し方/飲み物、食べ物のビンと同様に、キャップを取って、水洗いして、「ビン専用コンテナ」で出してください。



▲コンクリートを流し込みます



▲水の通り道を作りました



▲木枠を道路の両側に設置します



▲コンクリート舗装の完成です



▲滑らないように筋をつけます



▲コンクリートを平らにします

道普請事業 作業の様子 (益子町の事例)